

議案第 15 号

市川市特別職の職員の退職手当支給条例及び市川市教育委員会  
教育長の給与等に関する条例の一部改正について

市川市特別職の職員の退職手当支給条例及び市川市教育委員会教育長の給与  
等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 9 月 6 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市特別職の職員の退職手当支給条例及び市川市教育委員会  
教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市川市特別職の職員の退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 市川市特別職の職員の退職手当支給条例(昭和 36 年条例第 20 号)  
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「100 分の 57」を「100 分の 45」に改め、  
同項第 2 号中「100 分の 36」を「100 分の 29」に改め、同項第 3 号  
中「100 分の 19」を「100 分の 15」に改める。

(市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和 32 年条例第  
12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「100 分の 276」を「100 分の 220」に、「読替  
えて」を「読み替えて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

市川市特別職報酬等審議会の建議に基づき、常勤の特別職等の退職手当の支給率を引き下げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。